

旭川市いじめ防止基本方針の改定に係る懇話会（第2回）	
日 時	令和6年2月1日（木）午後6時00分から午後7時10分まで
場 所	旭川市子ども総合相談センター 2階 研修室1・2
出席者（参加者）	9名 飯田昭人，上田信津子，小野敦司，工藤亘，小関亜耶，高瀬淳也，高橋陽一，長登仁泰，福永経（敬称略）
出席者（職員）	（学校教育部） 品田部長，眞田次長，末木次長，工藤主幹，角地副主幹 近田主査，樋口主査 （旭川市いじめ防止対策推進部） 鎌田課長
会議の公開・非公開	公開
傍聴者の数	（市民等4人，報道4人）

会議録

1 開 会

2 挨 拶

3 第1回会議録確認

4 議事

(1) 「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）」に対する意見提出手続の結果について

（進行役）

- ・議題(1)について，事務局から説明いただきたい。

※事務局から，資料「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）」に対して寄せられた意見と旭川市の考え方（案）」に基づき説明

（進行役）

- ・懇話会参加者から意見が届いているので，事務局から紹介いただきたい。

※事務局から，「懇話会参加者から寄せられた御意見」に基づき紹介

（進行役）

- ・各参加者から意見，感想を伺いたい。

（参加者）

- ・懇話会参加者からの意見2の提案1に関わり，警察との連携の徹底とガイドラインの作成について，対応案の説明が事務局からあったが，異論はない。関係府省庁から示された通達は，どのような案件でも対応できる柔軟性が含まれており，それに則り，迅速に教育委員会や学校と連携，相談ができています。

（事務局）

- ・今後とも警察と連携を図りながら対応させていただきたい。今年度は，未然防止教育についても協力

いただいております、次年度も変わらぬ協力を賜りたい。

(進行役)

- ・ほかに意見はあるか。

(参加者)

- ・懇話会参加者からの意見2の提案2に関わり、「学校の職場環境を整える」という文言は、旭川市いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）に入るのか。

(事務局)

- ・検討させていただきたい。

(参加者)

- ・基本方針案は問題ない。今後もしじめ問題への対策を推進していくと思うが、旭川モデルについての課題と改善について、定期的な情報公開はされるのか。

(事務局)

- ・第1回懇話会の際にも「旭川モデルについての積極的な情報公開をすると良い。」という御意見があり、それに基づき、旭川モデルの概要や考え方、毎月の相談対応の実績をホームページで公開している。来年度からは、学校外でのいじめ問題について、地域や市民の皆様と一緒にになった子どもの見守りやいじめの防止、青少年の健全育成に係る取り組みを進めていくが、今後もそのような新しい取組などについての情報公開、情報発信に努めていきたい。

(参加者)

- ・市民としての意見を聞いていただけるようなシステムを作っていただけると、やりやすい。ホームページは、文字が多くて分かりにくいいため、もう少し分かりやすくしていただければ、旭川モデルをさらにアピールできると思う。

(事務局)

- ・引き続き、分かりやすい情報発信に努めていきたい。また、市民の皆様から意見を頂きながら取組を進めることはもちろん、市民の皆様と一緒にこの問題に取り組んでいきたい。

(進行役)

- ・ほかに意見はあるか。

(参加者)

- ・「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）」に対して寄せられた意見と旭川市の考え方（案）（以下「意見提出手続」という。）を読ませていただいた。発見、対処の取組が旭川モデルとして明記されており、これに対し肯定的な意見も多かった。意見提出手続の意見にもあるが、いじめに対応する者が自分の経験則に依拠した方法で対応し、無意識のうちに「たいしたことない」と判断してしまうことを防止するため、基本方針に詳細を書くことは大切なことだと思う。
- ・一方、どんなに綿密なシステムを作っても、実際に子どもの日常に立ち会っているのは現場の教員であり、運用していくのは学校である。子ども達と接している教員が、いじめの芽生えを感じ取るためには、細かく取り組みすぎると負担となる。教職員にゆとりがあることが不可欠であるため、そこを考慮した取組をお願いしたい。意見提出手続7番の意見に対する回答に、今後、持続可能な取組となるようである。今、取り組んでいることを実効性のあるものにするため、不断の見直しをしていただけるとのことなので、現場としては嬉しく思っている。現場では、些細な兆候も見逃さず、事案を共

有し、記録に残すことが大切だと話をしている。

(事務局)

- ・令和5年度から、いじめの防止等の新しい取組を多く実施した。いじめの疑いを含む全件報告については、いじめを見逃さないためのものではあるが、負担感があるという声も多く頂いている。今年度の取組の成果と課題、現場の負担を考えながら、持続可能な取組となる工夫をしなければならぬと改めて強く感じたところである。それについては、基本方針に明文化するものではないため、違う形で示すことができればと考えている。

(進行役)

- ・「持続可能」というのは一つキーワードになる。一度決めたことを続けるだけでなく、ブラッシュアップしていかないとより良いものになっていかない。非常に貴重な意見であったと思う。
- ・ほかに意見はあるか。

(参加者)

- ・今回の基本方針案については、取組の具体例が書かれており、整っていると感じた。意見提出手続4番の「真摯に対応していただけなかったことや、いじめをなくそうという熱意が現場から感じられなかった。」を読み、市や教育委員会と連携しながらいじめの未然防止の取組をしているが、保護者の方に理解いただけていないことがあると考えたとき、学校として、例えば、現在のいじめの認知件数や自校のいじめの未然防止の取組などを、児童生徒、保護者に伝える努力をしていかなければならぬと改めて感じたところである。
- ・今年度は、人権教育プログラムの実施など、児童生徒の豊かな心の育成に係る取組を行った。次年度はこれをより充実させることで、子どもたちの心に響くものになると考えている。いじめの未然防止に取り組む際、心を育てることが大切であり、学校現場はより一層充実させる必要があると考えている。
- ・意見提出手続4番の意見に、いじめの捉え方についてのものがあつた。我々は法に基づいていじめを認知するが、確かに仲の良い子どもたち同士のじゃれあいの場合に「加害者」と言われた保護者の受け止め方はそのとおりだと思う。学校現場でも、柔軟に児童生徒、保護者の気持ちを察しながら丁寧に対応すべきであると改めて感じた。

(進行役)

- ・いじめに対して学校が取り組む姿勢をいかに保護者に伝えるかについての話であつた。

(事務局)

- ・「学校の取組が見えにくいことが保護者にとって不安要素になるため、認知件数を含めて積極的な情報発信をしていくことが大切だ」という言葉を学校現場から頂いたことは大変ありがたい。市の基本方針は、学校いじめ防止基本方針に繋がることから、学校の取組の情報発信とともに、事案が起きた際の当事者や保護者への丁寧で寄り添った対応が不可欠であり、重要な要素であると考えている。

(進行役)

- ・先程、学校現場の取組がなかなか見えないとの意見があつた。学校としても学校便りやホームページで情報発信することは非常に重要であり、これからも工夫が必要であると思うが、求めすぎると学校が疲弊してしまうため、バランスは非常に難しいと感じる。
- ・ほかに意見はあるか。

(参加者)

- ・基本方針案については、全体としてとても良くなっていると感じている。意見提出手続の意見を読ませていただいても、市民の皆様がこの問題を真摯に受け止めていることを強く感じた。
- ・私は、意見提出手続9番の意見を出させていただいた。いじめを受けた児童生徒に寄り添うことが具体的に書かれていて良い印象を持っているが、いじめを行った児童生徒にどう対応するかという点が弱いと感じている。いじめを行った児童生徒の中には、背景に、学校以外の外部からの威圧や暴力によって心が傷つくことにより、いじめという形でしか表現できない場合がある。それを考慮し、担任が抱え込まないように、学年や学校全体で相談できる体制がもっと柔軟にできるといいと思う。的確な介入と支援を欲しているのは子ども達であり、助けてほしいというサインを出している場合があるため、私たち大人がそれを受け止め、ニーズに応える責任があると思う。先生方も保護者と一緒に考えていくこと、児童生徒と向き合うことができる時間やゆとりが大切である。時間がかかっても双方から聞き取り、先生が保護者と一緒に考える体制をしっかりと作ることによって子どもも保護者も育つため、そのような体制を整備していただければと思う。
- ・旭川市だけではなく、全国のいじめ事案において、加害者の教育的観点不足していると考え。旭川モデルの中に、全国に先立って加害児童生徒の教育的観点を入れることにより、他の自治体のモデルになるのではないかと考える。それができなければ第一義的にはいじめが解決しないと考える。
- ・保護者の立場として言えば、親もなぜいじめたりいじめられたりするのかわからない、背景について悩む。それを話すことができる場が少ないため、話す機会を定期的に持ち、小さい違和感の時に皆で共有していくことができれば良いと感じている。

(進行役)

- ・いじめを行う児童生徒に対する教育という視点で話があった。また、保護者も我が子がいじめられている、いじめられている時に場があると良いという話があった。

(事務局)

- ・子どもたちの助けてほしいというサインをしっかりと捉えていくことについては、今年度、幅広く事案を把握し、教育委員会、市長部局が一体となって児童生徒に対してどのような支援が必要なのかを共有し取り組んでいる。例えば、市長部局の心理士を緊急で派遣するなどの体制を整え、学校と教育委員会では全件報告により些細な事案でも把握し、幅広く、いじめ見逃しゼロの対応を進めてきたところである。
- ・学校においては、被害児童生徒の心のケアや寄り添った対応を第一義としているところであるが、学校は教育の場であるため、当然加害児童生徒の聞き取りや心のケアも同じように行っているところである。今頂いた意見は、今後の取組に反映させていきたいと考えている。

(進行役)

- ・加害児童生徒への教育は、ポイントの一つである。先程、人権教育の話もあったが、未然防止という観点から、いじめを行ってしまう児童生徒の心理について指導する場面もあるかと思う。また、助けてほしいというサインを出している子ども達について、必要に応じて、スクールカウンセラーや教育委員会と連携して取り組むという姿勢についても改めて指摘であった。
- ・ほかに意見はあるか。

(参加者)

- ・私は、意見提出手続10番の意見を出させていただいたが、追加で意見を述べさせていただく。意見提出手続1番等の意見に「いじめは犯罪」という文言がある。一般的に、いじめは犯罪という解釈がされているため、校内にポスターなどを掲示して意識を持たせるといった方法が考えられる。
- ・意見提出手続2番目の意見は、「自分の子が、からかったことがいじめと取られ、いじめと認定するのは正しいことなのか」という疑問を持たれている。現状では、些細なことでもいじめとして認知し、対応することになっているため、先生と保護者の間で、言葉の使い方による齟齬が生じ、「私の子どもがいじめをした」という認識になったと思う。ちょっとしたことで、学校や担任に対する保護者の信頼が崩れてしまうことがあることから、対応を明文化すると良いのではないかと感じた。
- ・意見提出手続5番の意見は「ことなかれ主義や面倒を避ける習慣を、是非とも大人から本気で変えていっていただけないか。」という文言がある。小さな問題でも、起こったことを解決したという評価に重点を置くことが隠蔽体質を防ぐのではないかと。担任の先生だけが抱え込まず、すぐに学年の先生や管理職を交えて報告することで、透明化を図ることが大切だと感じた。
- ・いじめを起こす環境も問題になっている。家庭が荒れていると些細なことで登校拒否をする事例もある。結果として登校できない子どもが被害者であり、親の都合でいじめや不登校につながることもあるかと思うので、大人が変わり、対応することが重要だと思っている。また、非行や問題行動を起こす子のケアも大事だと考えている。

(進行役)

- ・具体的な事例を挙げながら、いじめについてどう取り組むかについての意見であった。

(事務局)

- ・いじめは犯罪だという点については、学校が児童生徒に指導を行っている未然防止の取組の一つであり、取組をもっと強化すべきではないかという意見として受け止めた。
- ・いじめ事案を把握した先生については、生徒指導部長やいじめ対策推進リーダー、管理職にすぐさま報告するよう取り組んでいる。いじめを素早く見つけて、組織ですぐ対応した先生の行動が学校の中で評価されるべきことを保護者の方から意見があったことは、学校もありがたいことだと思う。
- ・家庭の問題についての意見も頂いた。学校だけで解決できるものではない事案については、関係機関と連携することが大切である。当然、一番は家庭との連携になるが、その児童生徒にあった支援にどう繋げていくかが大事だという貴重な意見であったと受け止めている。

(進行役)

- ・保護者の方は、現在、「いじめ」という言葉に敏感になっている。お互いのイメージが異なると、信頼関係が崩れることもあることから、学校と保護者が情報を共有し、同じ方向を向かなければいじめは解決できないという話だと感じている。

(参加者)

- ・現行基本方針と比べると、基本方針案では具体的な対策が明記されており、内容も充実しているため、反対意見はない。今後、どのように関係機関が動いていくかが課題ではないかと考えている。
- ・旭川弁護士会では、スクールロイヤー制度を始めているが、旭川市の学校の利用はあまりないと聞いている。弁護士の仕事として、一番多く児童生徒と接し対応しているのは、学校現場の先生であることから、先生の負担感を法的な観点からサポートすることが必要になっていくと感じた。もちろん、保護者の方から個別具体的な事案の相談を受けて学校側と交渉する機会や、関係機関に繋ぐなど、法

的な観点からできることはサポートさせていただく。

(事務局)

- ・スクールロイヤーについては、旭川弁護士会に協力いただき、昨年の9月から、いじめを始めとした学校の諸問題、法的なアドバイスが必要な場合に助言いただける体制を整えた。これまで旭川弁護士会から紹介いただいた弁護士の方には教職員を対象とした研修会や、毎週開催しているいじめ対策会議に参加いただいている。学校のスクールロイヤー活用については、教職員の負担軽減という観点からも重要な制度であると考えており、現時点で学校からの相談はないが、より一層活用しやすくなるよう進めていきたい。

(進行役)

- ・現場にいると弁護士に相談して良いか悩むところがあると思うが、現場が、法の観点から意見をもらうという視点を持つことは重要だと思う。

(参加者)

- ・重要なことではあるが、正直、学校でのスクールカウンセラーの活用は不登校の児童生徒への対応が中心になっていると感じている。スクールカウンセラーは常駐する存在ではないが、いじめの被害を受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒についても、本会としてスクールカウンセラーを是非活用していただきたいと考えている。
- ・ある町では、学校で行われている月1回のいじめ防止委員会にスクールカウンセラーの勤務を合わせていただいている。予算も限られる中で十分に配置できないなどの事情もあろうが、スクールカウンセラーはいじめ問題に関心を持っており、活用いただきたいと強く思っている。
- ・いじめ問題は学校の問題ではなく、社会の問題が学校という舞台で出ていると考えられる。学校が悪いからいじめが起きるのではなく、大人にも問題があるのかもしれない。私も保護者の立場、地域住民の立場でもあるが、大人の在り方が子どもに影響を及ぼしていることは間違いない。地域の問題としていじめ問題を考えることが大切で、実効性の問題は現場で苦労されているものと思う。
- ・先生方がゆとりをもっていじめに気付く、これは忙しい中では難しいと思う。今回の意見提出手続も読ませていただいたが、市民の方も一生懸命考えてくれているし、教育委員会の考えにも異論はない。その中で、実効性とゆとりのあるやり方が大事だと思う。
- ・第1回懇話会に意見を提出させていただいたが、いじめのアプリが活用されている自治体があり、北海道も試験的に導入されているところもある。先生方の仕事が増えるかもしれないという声もあるが、ダイレクトに被害児童生徒の状況が分かるため、重宝されるアプリである。
- ・誤解を恐れずに言うと、いじめや対人トラブルはどうしても発生してしまうので、深刻化させない、起こった後に注目することが大事だと思う。本会としてもできることは協力させていただきたい。

(進行役)

- ・地域社会の問題が学校で起きているのがいじめだという、これまでにない観点からの意見で大変勉強になった。また、いじめのアプリなど、学校だけでいじめに対応するのではなく、連携する一つの方策を示した意見であった。

(事務局)

- ・スクールカウンセラーは現状不登校の対応が多いが、いじめ問題の対応にも入れていただきたいという言葉頂きありがたい。現在、旭川市のスクールカウンセラーの活用は、各学期に1回学校いじ

め対策組織会議に参加いただき、いじめ対応や教育相談の在り方などについて助言いただいているところである。いじめを深刻化させないという指摘があったが、まさに我々も「いじめを見逃さない」「いじめを深刻化させない」ことに取り組んでいるところであり、今後ますますスクールカウンセラーにご協力いただくことが増えていくものと考えている。

(進行役)

- ・学校だけではなく、関係機関と連携しながらいじめ問題を解決していくことが大切であるという意見が多く出ていた話合いとなった。私としては懇話会参加者の意見の1つめとして、意見を出させていただいた。やるべきことが多く大変ではあると思うが、やるべきことをやった上で、ブラッシュアップしていかないといけないという考えを持っている。やってみて改善していかないと、いじめ問題の対策としてのレベルは上がっていかない。一つの取組だけをやっていても難しいが、そうではないことが一つの姿勢として示されているので、今後もこのような取組をどんどんやっていくべきだと考えている。
- ・ほかに意見はあるか。

(参加者)

- ・なし

(進行役)

- ・本日は、貴重な意見をいただき感謝する。議題(1)はこれで終了する。

(2) その他について

(進行役)

- ・議題の(2)その他について事務局から何かあるか。

(事務局)

- ・なし

(進行役)

- ・皆様から何か最後に意見はあるか。

(参加者)

- ・3回目の懇話会は予定されているのか。

(事務局)

- ・3回目は予定していない。

(進行役)

- ・本日の議題を終了する。